

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、佐賀県が発注する庁舎等の電力供給契約に係る競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査について、次のとおり公告する。

なお、この公告に定める資格審査の手続は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年2月8日

佐賀県知事 古 川 康

1 調達をする物品の種類

佐賀県庁舎電力供給

2 資格審査の申請時期

平成23年2月8日（火）から同年2月28日（月）までとする（その後も随時受け付けを行うが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがある。）。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）は、佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/web/>）からダウンロードできる。

また、佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7194）において随時配布する。

(2) 申請に必要な書類

入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当に提出すること。

ア 営業概要書

- イ 業種及び取扱品目届
- ウ 使用印鑑届
- エ 委任状（支社等に入札等の権限を委任する場合）
- オ 法人の登記事項証明書（発行日から3箇月以内のもの）
- カ 申請書を提出する直前の決算期における貸借対照表及び損益計算書
- キ 県税に未納の額がないことを証する書類（申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの）
- ク 地方消費税納税証明書（申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの）
- ケ 営業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類
- コ 返信用封筒（長形3号封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル程度））に80円切手を貼り、宛名を記入したもの
- サ 誓約書
- シ その他必要と認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 入札参加資格認定を受けることができない者

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 入札参加資格認定を取り消され、その処分の日から3年を経過していない者

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 資格及び資格審査

(1) 次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認めた場合は実態調査を行う。

ア 事業の経営状況

申請書を提出しようとする日（以下「審査基準日」という。）前1年間（営業開始後1年を経過していない者にあつては営業開始日から審査基準日の前日までの間、営業を停止し、又は休止した者で営業再開後1年を経過していないものにあつては営業再開日から審査基準日の前日までの間）における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並び

に取引金融機関における信用度合

イ 経営の規模

審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況

ウ 契約の履行実績

審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合

(2) (1)に掲げるもののほか、4の(4)の該当の有無について佐賀県警察本部に照会するものとする。

6 審査結果の通知

入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

7 資格の有効期間及び更新手続

入札参加資格の有効期間は、その資格を認定した日から平成25年9月30日までとする。

8 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格者のうち4の(4)のアからキまでのいずれかに該当すると認められる者の入札参加資格を取り消すものとする。

(2) 入札参加資格者のうち地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったと認められる者の入札参加資格認定を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。